

水利組合管理者ハ別ニ規定アルモノヲ除ク外水利組合事務ニ關シ左ノ事件ニ付報告スヘシ

大正七年六月靜岡縣訓令甲第二十號水利組合事務報告例ハ之ヲ廢止ス

番號	事件	報告要件	報告期限
一	組合會議諸件	議決書謄本及選舉ノ結果並其ノ會議ノ狀況 (會議狀況ハ特ニ異狀アリタルトキニ限ル)	即日
二	組合會議ノ再議又ハ再選舉ヲ行ハシメタル場合	事件ノ大要及其ノ理由	即日
三	組合會權限ニ屬スル事件ノ專決處分	事件及理由	即日
四	組合事務ニ關スル諸規定	謄本但シ會議事件トシテ報告スルモノ知事ノ許可又ハ認可ヲ受ケタルモノヲ除ク	三日以内
五	組合吏員ノ懲戒處分	處分書謄本	即日
六	組合管理者ノ事務引繼	引繼書謄本	三日以内
七	告示	謄本(法令ニ規定アルモノニ限ル)	即日
八	財産調	第一號様式	翌年度四月末日限
九	組合費收納成績	第二號様式	翌年度七月十日限

第一號様式

水利組合財産		大正何年未現在		水利組合名	
土地	建物	物有價證券	現金	其他	價額現金計
地目	別價	格坪數價	格株券種類	現金其他	價額現金計
歩	坪	坪	圓	圓	圓
圓	圓	圓	圓	圓	圓
圓	圓	圓	圓	圓	圓

〔靜岡令〕

第二號様式

組合費收納成績		大正何年度		水利組合名	
家屋	賦課額	徵收済額	徵收未済額	賦課額ニ對スル徵收歩合	
段別	割割		滯納額 缺損額 計		
何	計		圓	圓	圓
計	計		圓	圓	圓

〔靜岡令〕

説明

- 一、賦課額及徵收額ハ其ノ年度ニ屬スル總額ヲ記入スヘシ
- 一、徵收未済額ハ翌年度六月三十日現在ニ依リ調査スヘシ
- 一、過年度徵收未済額アルトキハ其ノ額滯納人員ヲ年度ニ區分シテ備考ニ記入スヘシ

●農會ニ於テ調査スヘキ農事ニ關スル報告様式

明治四十一年四月十日
靜岡縣告示第百三十六號
明治三十六年一月本縣告示第八號農會ニ於テ調査スヘキ農事ニ關スル報告様式左ノ通改正ス

報告様式

段別	桑樹果樹其他 植付タルモノ	毛作	其他	田	地	二毛作	以上	作	田	地	合計
計											

二 段		三 段		四 段		五 段		六 段	
別	計	別	計	別	計	別	計	別	計
田		田		田		田		田	
畑		畑		畑		畑		畑	
合		合		合		合		合	
計		計		計		計		計	
自作		自作		自作		自作		自作	
小作		小作		小作		小作		小作	
合		合		合		合		合	
計		計		計		計		計	
牛		牛		牛		牛		牛	
馬		馬		馬		馬		馬	
合		合		合		合		合	
計		計		計		計		計	
總		總		總		總		總	
戸		戸		戸		戸		戸	
數		數		數		數		數	
計		計		計		計		計	
自作		自作		自作		自作		自作	
農家		農家		農家		農家		農家	
小作		小作		小作		小作		小作	
農家		農家		農家		農家		農家	
合		合		合		合		合	
計		計		計		計		計	

〔備考會〕

〔備考會〕

七 段		八 段		九 段	
別	計	別	計	別	計
五段未満		五段未満		五段未満	
五段以上		五段以上		五段以上	
一町以上		一町以上		一町以上	
三町以上		三町以上		三町以上	
五町以上		五町以上		五町以上	
十町以上		十町以上		十町以上	
五十町以上		五十町以上		五十町以上	
合		合		合	
計		計		計	
農學校、農事講習所又ハ之ニ準スヘキモノヲ卒業シタル者		農學校、農事講習所又ハ之ニ準スヘキモノヲ卒業シタル者		農學校、農事講習所又ハ之ニ準スヘキモノヲ卒業シタル者	
小學程度		小學程度		小學程度	
中學程度		中學程度		中學程度	
高等學校程度		高等學校程度		高等學校程度	
大學程度		大學程度		大學程度	
農事講習會又ハ之ニ準スヘキモノヲ講習ヲ受ケタル者		農事講習會又ハ之ニ準スヘキモノヲ講習ヲ受ケタル者		農事講習會又ハ之ニ準スヘキモノヲ講習ヲ受ケタル者	
合		合		合	
計		計		計	

調査ノ標準

- 一、一毛作トハ一年中ニ一回植付ケタルモノトスルコト(故障ノ爲メ收獲出來ストモ)
- 稻、其ノ他ノ苗代ハ一毛ニ數ヘサルコト(苗ヲ販賣スル場合ニモ)
- 桑樹、果樹其ノ他樹木ヲ植付ケタルモノハ一毛作ト看做スコト
- 二毛以上作トハ一年中ニ二回以上別種ノ作物ヲ植付ケタルモノナルコト(但同種ノ作物ト雖二回以上收穫ス)
- 一、牛馬耕田畑ハ耕起ニ牛馬ヲ用ヒタルモノノミヲ計上スルコト
- 一、第一號及第二號田畑ノ面積中ニハ休耕地ヲ計上セサルモノトスルコト
- 一、農事講習所又ハ之ニ準スヘキモノヲ卒業シタル者ハ小學程度、中學程度、高等學校程度、大學程度ヲ卒業シタルモノニ分類スルコト
- 農事講習會又ハ之ニ準スヘキモノハ五日間以上開催シタルモノトスルコト

- 一、自作農家及小作農家ニハ兼業農家トモ併セ計上スルコト
- 一、第七號農家戸數ハ區域内ニ現住スルモノヲ計上シ所有耕地ハ區域外ニ在ルモノト雖合算シ調査スルコト
- 一、第三號田畑面積中ニハ休閒地ヲモ計上シ第八號ノ調査ニ要スル面積ニモ同シク算入スルコト
- 一、第三號ノ面積合計ト第七號第八號ノ調査ニ要スル面積合計トハ必ス一致スルコトヲ要シ第五號第六號及第八號ノ戸數合計亦必ス一致スルヲ要スルコト

農事ニ關スル調査ノ件

昭和五年三月十五日
農第一三三三號内務部長通牒

縣都市農會長 町村長宛

標記ノ件ニ關シ農林大臣官房統計課長ヨリ左記ノ通り通牒有之候條御了知相成度
貴部内農會長ニ對シ此旨御傳示相成度
統計第一一號ノ二
昭和五年二月二十六日
農林大臣官房統計課長

農事ニ關スル調査ノ件
靜岡縣知事殿

首題ノ件ニ關シ兵庫縣農會ヨリ別紙寫ノ通り照會有之左記ノ通り回答致置候條御含ミノ上農會へ御移際相成度候也

農會ニ於テ調査スル第一號表一毛作田地及二毛以上作田地ノ段別ヲ調査スルハ田地ノ作毛狀態ヲ調査スルコトヲ目的トシ其ノ年迄田地タリシ耕地ニ其ノ年中桑樹果樹等ヲ植付ケタル面積ハ之ヲ一毛作田地トシテ調査スルモノニシテ既ニ之等ノ樹木ヲ植付ケタル後ハ最早田ニ非ザルヲ以テ其ノ年末現在ヲ以テ調査スベキ第三號表ノ田段別ニハ算入セザルモノトス尙第一號田段別ニハ休閒地ヲ含マザルモ第三號ノ面積ニハ之ヲ含ムヲ以テ第一號田段別ヨリ桑樹果樹其ノ他樹木ヲ植付ケタル段別ヲ控除セル段別ト第三號ノ

〔別紙寫〕

田段別トハ必ズシモ一致セザルコトニ注意ヲ要ス
農事ニ關スル調査ノ件
〔別紙寫〕

昨年九月一日現在ヲ以テ施行セラレタル耕地調査ノ結果正確ナル耕地面積判明致候ニ付本縣統計課ニ於テハ農會法施行規則附則ニヨル農會ノ農事ニ關スル調査第三號表ニモ右ノ調査ノ結果ニ基礎ヲ置キテ昭和四年度ヨリ刷新ヲ加ヘシムルヤウ管内市町村農會ニ對シテ注意スベシトノ旨各市町村長宛通牒アリタルニヨリ本會トシテモ亦縣下各級農會ニ對シテ右ト同様ノ趣ヲ通知シテ其ノ刷新ヲ圖ラシメ居リ候然ル處實際調査ニ當リテ左記ノ疑義ヲ生ジ候ニ付テハ御多用中乍恐縮折返シ御教示相煩度此段及照會候也

記

昨年九月一日施行ノ耕地調査ニ於テハ桑樹果樹等ヲ栽植セルモノハ畑地トシテ扱ハレ居レリ
〔農業調査員必携ニ〕田トハ水田又ハ水田ノ原形ヲ有スルモノニシテ果樹桑樹等ヲ栽植シタルモノハ水田トシテノ原形ヲ有スルモノハ畑トシ田段別ニ計上セザルコトニナリラレリ
然ルニ統計課ヨリノ指示ニ從ヒテ農會調査ノ第三號表田段別ヲ耕地調査ノ數字ニ基キテ調査スルコトキハ此ノ田合計段別ト一毛作田ニ桑樹果樹ヲ栽植シタル段別ヲ算入シタル第一號表ノ田合計段別トノ間ニ開キヲ見ル

〔靜岡會〕

海底沈没船舶ノ位置狀況報告方

明治三十五年九月六日
靜岡縣訓令甲第二十四號

〔郡役所〕

海底沈没船舶ハ沈没位置ノ狀況及當該船舶ノ大小等ニ依リ固ヨリ其場合ヲ一ニセスト雖トモ他ノ船舶ニ對シテハ通常暗礁ニ等シキ妨害ヲ與フルモノナルカ故ニ其精確ナル位置ヲ海圖水路誌類ニ記入シテ一般船舶ニ警戒ヲ與ヘ又其曳揚ヲ了シタルトキハ速ニ之ヲ海圖水路誌類ノ上ヨリ削除シテ其通告ヲ爲ス等ハ共ニ水路航海保安ノ上ニ於テ極メテ必要ナルコトナリトス就テハ自今沿海ニ於テ右等ノ場合有之候節ハ出來ヘキ限リ精査シ別紙様式ニ依リ報告スヘシ

沈船報告

記載例

原報者 一 原報告者アルトキハ其職氏名
地 區 名 一
船 主 名 一
船 名 一
船ノ種類、長吃水噸數

位 置

一 物體ノ角度ヲ以テ示ストキハ可成三物體以上ノ角度ヲ用ユ但シ二角度ナルトキハ沈船ヨリ該物體ニ向ヒ右方角左方角ナルヲ明記スヘシ
一 物體ノ方位ヲ以テ示ストキハ可成三方位以上ノ距離ヲ記スヘシ
一 萬已ムヲ得スニテ右ノ諸法ニ據ル能ハサル事
一 重合等ノ法ニ據ル度若クハ島嶼山頂等ノ切合
一 當部刊行ノ海軍海圖ヲ有スルトキハ圖上ニ點記シ本報告ト共ニ送付スルコト

海難事件ノ顛末等報告方

明治三十八年六月九日
靜岡縣訓令甲第二十五號

市役所 警察署 〔同分署〕 町村役場

船舶ノ海難ニ付テハ明治三十五年六月靜岡縣訓令甲第十六號ヲ以テ及訓令置キタル處右遺難ノ狀況ニ關シテハ當處ニ於テ急速之ヲ詳知ノ要有之ニ付明治二十六年三月選信省訓令第一號該當事項ハ其ノ都度至急報告ス可ク又明治三十年六月選信省訓令第三號ニ依リ警察官吏其他ニ於テ作製スヘキ海難事件ノ顛末ハ可成詳細ニ取調迅速ニ管轄地方海員審判所理事官ニ送致スル採取計フヘシ

船體ノ現狀	沈没點ノ水深及海底質	載貨	沈没當時ノ情況	沈船變狀	沈船除去	年月日	縣知事宛	〔郡 長〕 名
一 船體水面上ニ現レ居ルトキハ潮時ニ對シ現ハルヘキ細狀 一 水面下ニ在ルトキハ潮時ニ對スル其水深 一 浮標、旗、燈火、或ハ香船等假設シアルヤ否 一 潮時ニ對シ沈没點ノ水深及海底質可成其附近ノモノヲモ併記スルヲ要ス	一 石炭、石油、若クハ兵器等 一 大氣模樣一海流若クハ潮流ノ方向及其強弱ノ模樣 一 其他當時ノ諸事情ヲ可成詳記スルヲ要ス	一 變狀アリタルトキハ速ニ前記ノ例ニ據リ其詳狀ヲ報告スルコト 一 浮標番船等ノ變更アルトキモ之ニ準ス	一 沈没船舶ヲ除去シタルトキ若クハ流失シタル時ハ速ニ其旨報告スヘシ					

清水港灣資源調査規程

昭和四年十二月二十四日
静岡縣令第九十五號

清水港灣資源調査規程左ノ通定ム
清水港灣資源調査規程

昭和四年十一月内務省令第四十一號港灣資源調査規則第二條ニ依ル報告書ハ
翌年三月末日迄ニ清水港灣事務所ヲ經由ノ上知事ニ提出スヘシ

市町村産業統計調査員設置規程

準則

昭和三年十一月二十二日
統第五五九號知事官房統計課長通牒

市町村長宛

標記調査員設置規程左記ノ通り相定メ候間特別ノ事情ナキ限り本規程
ニ準據シ改廢ヲナスト共ニ未設置ノ市町村ニアリテモ該準則ニ依リ速ニ設
定相成様致度

市町村産業統計調査員設置規程

- 第一條 産業ニ關スル統計ヲ調査スル爲本市町村ニ左ノ調査區ヲ設ケ各調
査區ニ調査員(一名乃至二名)ヲ置ク
- 一、何調査區(大字何々ヨリ何々ニ至ル區域一區
一、何調査區(大字何々ヨリ何々ニ至ル區域一區
一、何調査區(同)
- 第二條 統計調査員ハ調査區内ノ情況ニ精通シ調査員タルニ適スルモノヨ
リ市町村長之ヲ選任ス
- 第三條 統計調査員ノ任期ハ(三ヶ年)トス但シ再任ヲ妨ケス

〔静岡令〕

補缺ノ爲任命セラレタル調査員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第四條 統計調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ擔當調査區内ニ於ケル左
ノ職務ヲ行フ

- 一、農林省統計調査ニ關スル事項
 - 一、商工省統計調査ニ關スル事項
 - 一、静岡縣報告規程中産業統計調査ニ關スル事項
 - 一、其他統計ニ關シ市町村長ヨリ命セラレタル事項
 - 第五條 統計調査員第四條ノ職務ヲ行フ場合ハ市町村長ノ交付セル用紙ヲ
用ヒ主トシテ實地ニ就キ調査ヲ行フヘシ
 - 第六條 統計調査員疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ノ爲所定ノ期間内ニ其ノ
職務ヲ執行シ又ハ完了シ能ハサルトキハ直ニ市町村長ニ届出テ指揮ヲ請
フヘシ
 - 第七條 統計調査員更迭シタルトキハ直ニ其ノ保管ニ屬スル關係法規、
書類、其ノ他職務上必要ノ事項ヲ後任者ニ引繼クヘシ
 - 第八條 統計調査員調査書類調製ノ際ハ特ニ數字ノ正確明瞭ヲ旨トシ且單
位ノ呼稱及數位ヲ明ニシ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外左記ニ依リ取扱
フヘシ
 - 一、數量ノ單位ニシテ地方慣行ノモノカ様式所定ノモノト異ナル場合ニ
於テハ様式所定ノ單位ニ之ヲ換算スヘシ
 - 一、取引ノ慣行ニ於テ一斤ヲ百六十匁トシテ計算セサル場合ト雖本調査
ニ於テハ總テ之ヲ百六十匁トシテ計算スヘシ
 - 一、單位未滿ノ數ハ之ヲ四捨五入スヘシ
 - 一、符號ハ左ニ示ス所ニ依ルヘシ
- 單位ヲ示ストキ但シ單位以下ニ端數ヲ附セサルトキハ之ヲ略
ス

〔静岡令〕

尙市町村統計主任異動アリタル場合ハ市町村統計事務處理手續第十一條
ニ依リ相違ナク御報告相成度

擔當 調査區	任 年月日	免 職歴ノ 要	職 業年 手當住	所 氏名	生 年月	舊 調査 員氏名

● 都市計畫法第一條ノ規定ニ依リ
指定セラレタル町村ノ町村長退
職、就任若ハ死亡並町村會議員
ニシテ都市計畫静岡地方委員會
委員ヲ命セラレタル者ノ資格消
滅若ハ死亡等ノ場合報告方ノ件

昭和八年十一月十一日
都第一二三號内務部長通牒

町村長宛

標記ノ件事件發生ノ都度左記ニ依リ御報告相成度

- 一、町村長ニ在リテハ退職、就任若ハ死亡ノ年月日、職、氏名
- 二、町村會議員ニ在リテハ任期滿了其ノ他町村會議員タルノ資格消滅シタ
ル事由、年月日、職、氏名

産業統計調査員並市町村統計主 任任免報告ニ關スル件

昭和七年七月十二日
統第八〇號知事官房統計課長通牒

市町村長宛

標記ノ件ニ關シテハ農林省統計報告規則第五條並商工省統計報告規則第五
條ニ依リ其ノ都度報告可相成處之カ報告無キ向勘ナカラス整理上差支候條
報告洩ノ向ハ至急左記様式ニ依リ御報告相成ト共ニ爾今變更ノ都度必ス御
報告相成度

市町村報等印刷物提出方ノ件

昭和四年十一月二十一日
地第二六二三號内務部長通牒

市役所町村役場ニ於テ自治訓練納稅改善等地方改良ヲ目的トシ一般ニ配付シタル市町村報時報其ノ他之レニ類スル印刷物ハ其ノ配付ノ都度配付先ノ大要町村會議員區長或ハ一般等配付部數等ヲ添記シ地方課へ御送付相成度追テ本年既ニ配付済ノモノニ付テハ本文ノ例ニ依リ本月末日迄ニ御送付相成度

資源ニ關スル標準用語ノ件

昭和六年四月十四日
統第一一七號知事官房統計課長通牒

〔附令二二號〕

市町村長 警察署長 農事試験場長 工業試験場長
水産試験場長 畜産試験場長 理番場長 測候所長
重工業課所長 土木出張所長 港務所長
警察局長

資源ニ關スル用語ハ廣ク國民生活活動ニ緊切ナル關係ヲ有シ之方統一ヲ爲スコトハ平時社會生活上活動能率ノ向上ヲ期スル所以而已ナラス特ニ有事ニ處スルニ於テ其必要ヲ感セシムル所ナルヲ以テ政府ニ於テハ資源審議會ニ諮リ其ノ答申ヲ俟ツテ次第ニ各種資源ニ關シ平易簡明ヲ旨トシ普通ノ慣用語ヲ尊重シ以テ時代ノ要求ニ適合スル標準用語ヲ決定セムコトヲ期スルニ有之今同之方藥品ニ關スルモノヲ關議ノ決定ヲ經別紙ノ通本年一月三十一日內閣告示第一號ヲ以テ公布セラレ且同時ニ之カ使用普及方ニ關シ別紙ノ通內閣會及官報臨時代理聲明ヲ發セラレ該用語ニ依ル旨ヲ公布セラレシ次第ニ有之候然レトモ用語統一ノ實行普及ノコトハ獨リ中央政府ノ努力ノミニ依リテ其ノ效果ヲ收ムルコト能ハサルハ勿論ノ義ニシテ今同內務省ヨリ使用普及方ニ關シ通牒有之候ニ付テハ右告示ノ趣旨ニ依リ貴市町村(署、場、所、院)ニ於テハ此等標準用語ヲ率先シテ使用シ尙公共團體及一般民間ニ對シテモ是カ實行普及方ヲ贊助相成ト共ニ民間ヨリ官廳ニ提出スル書類等ニハ河成標準用語ヲ使用セシメ候様特ニ御配慮相煩度追テ別紙內閣告示第一號標準用語ハ本年一月三十一日官報ニ依リ御参照相成度尙標準用語ハ決定ノ都度之ヲ官報ニ告示可相成ニ付申添候

各官廳

資源ニ關スル標準用語ノ使用普及ニ關スル件
資源ニ關スル用語ハ廣ク國民生活活動ニ緊密ナル關係ヲ有シ、之カ統一ヲ促進スルコトハ平時社會生活上活動能率ノ向上ヲ期スル所以ノ途ニシテ又有事ニ處スルニ於テ特ニ其ノ必要ヲ感セシムル所ナリ。仍テ政府ハ資源

審議會ニ諮リ其ノ答申ヲ俟ツテ次第ニ各種資源ニ關スル標準用語ヲ決定セシムコトヲ期シ先ツ藥品ニ關スルモノヲ決定シ本日內閣告示第一號ヲ以テ之ヲ公布シタリ。爾今各官廳ニ於テハ此等標準用語ノ使用普及ニ力ヲ致シ、率先シテ之カ使用ヲ勵行スルト共ニ廣ク關係各方面ニ勸奨シテ一般ニ其ノ使用ニ習熟セシムルニ努メ以テ用語統一ノ趣旨ヲ徹底セシムルニ付萬遺憾ナキヲ期スヘシ。

昭和六年一月三十一日

內閣總理大臣臨時代理

外務大臣 男爵 幣原喜重郎

標準用語普及を望む

幣原首相臨時代理聲明

三十一日政府ハ資源ニ關する用語統一の第一著手として藥品に關する標準用語を決定告示した、元來資源に關する用語は國民の生活活動に密接なる關係を有し之カ統一を促進することは社會生活上活動能率の向上を期する所以の途であつて特に有事に處するに於て其の必要を感ぜしむる所である。よつて政府においては資源審議會に諮り其の答申をまつて次第に各種資源につき平易簡明を旨とし普通の慣用語を尊重し以て時代の要求に適合する標準用語を決定せんことを期し今同先づ藥品に關して各方面の權威者をも参加せしめ慎重審議を重ねたる結果選定せられたる用語に基き關議に於て藥品標準用語を決定し廣くこれを公示するに至つた次第である。

しかし用語統一の要は畢竟右標準用語が實際に普く使用せらるゝことに存するが故に、政府に於ては各官廳に對して率先してこれが使用を勵行することを訓令したのであるが國民各位に於かれても、用語統一の趣旨の存する所を諒得せられ爾今努めて政府の決定公示する標準用語を使用せられ相率ゐて本事業の完成に協力せられんことを冀ふ次第である、特に公私各關

體及び官制機關等に關係を有せらるゝ各位に對しては夫々その機關を通じて本事業の目的達成に付格別の努力を惜まれざらんことを切望する所である。

●資源概況速報ノ件

昭和十二年三月二十五日
統計第一五五號 總務部長通牒

市町村長 中等學校長 各局長宛

期下ノ時局ニ鑑ミ資源統制運用準備上必要ノ爲メ今回資源局長官ヨリ別記資源概況速報方ニ關シ通牒有之候條該當事實アルトキ又ハ之ニ關シ特ニ見聞セル事實アルトキハ隨時速カニ特報相續度
追テ總動員準備上必要ナル研究、發明、考案、發見及之ニ基ク新規事業ノ特報ニ關スル件(昭和八年四月二十日統計第二二二號公報登載)調査ハ之ヲ廢止致候條申添候

資源概況速報

一、調査報告事項

イ、港灣、工場、幹線道路其ノ他ノ重要諸施設ノ注目スベキ新設、閉鎖、變更等ニ付其ノ名稱、所在地及概要ノ説明

ロ、發見(農産、水産、鑛産、工業等)但シ速報ヲ旨トシ閉込ノ程度ニテモ直チニ通報ス
ハ、研究、發明及考案ニ付其ノ題目及内容ノ概要並ニ研究、發明又ハ考案者ノ氏名、住所及所屬機關等尙其ノ工業化セラレタル場合ニ於テハ事業者ノ氏名及住所、事業内容ノ概要等
ニ、其ノ他資源ノ統制運用準備上注意スベキ事項

●壯丁特種職業調査ニ關スル件

昭和十年二月九日
兵第一八三號兵事官通牒

毎年其ノ年受檢壯丁ノ特種職業ヲ調査シ左記様式ニ依リ二月十五日迄ニ報告相成度

町村長宛

種別	昭和 年壯丁特種職業調査表		籍出	寄留	何村町
	本人	籍出			
特種職業	本人	籍出	寄留	本人	籍出
鐵道ノ測量建設ニ從事シタル者					
鐵道ノ運輸業務ニ從事シタル者					

〔附令一四號〕

〔附令八號〕

種別	工	鐵	大	鉄	乘馬ノ心得アル者	自動車又ハ發動機ノ使用ニ慣レタル者	船ノ使用ニ慣レタル者	土	石	塀	土木建築業務ニ從事シタル者	電信電話ノ通信業務ニ從事シタル者	電氣機時計機械修理ノ技能ヲ有スル者
鐵道ノ工場業務ニ從事シタル者													
鐵道ノ機關手同助手機車手ニ從事シタル者													
自動車發動機ノ製造修理ノ技能ヲ有スル者													
寫眞術ヲ修得シタル者													
金屬技工ノ技能ヲ有スル者													
患者ノ取扱ニ慣レタル者													
機械氣罐ノ取扱ニ慣レタル者													
鍛冶、機械、鑄造鑄鐵工業ニ從事シタル者													
船													
製菓ノ職ニ慣レタル者													
製圖ノ技能ヲ有スル者													

備考 一、同一人ニシテ二種以上ノ特種ヲ有スル者ハ主業ノミヲ最善シ兼業ハ當該相當欄ニ朱書スルモノトス
二、本表外選兵上必要ナル特種該當者アル場合ハ餘欄ニ夫レレノ記入スルモノトス

●死亡統計ノ刷新改善ニ關スル件

昭和十一年九月十七日
統第四七五號總務部長通牒

市町村長宛

保健衛生施設ノ擴充ヲ要スルニ當リ之カ基礎資料トシテ最モ普遍的ニシテ且ツ基本的ナル人口動態統計殊ニ死亡統計ハ今後一層正確ヲ期スルノ要有之候處死亡統計ノ基礎トナルベキ醫師ノ死亡診斷書ニハ未ダ記入ノ不正確曖昧ナルモノ有之哉ニ被存候本件ニ付テハ昭和九年一月「死亡診斷書ノ死亡原因及職業記入方ニ就テ」ト題スル小冊子ヲ頒布シ死亡診斷書記入方ノ改善其ノ他正確ナル死亡票ノ作成方ニ付御配慮相煩候ヘ共尙左記諸點特ニ御留意貴管下醫師ト相協力ノ上本趣旨ノ達成ニ一層御配慮相成度候尙市町村ニ於テ健康衛生施設ノ資料トシテ人口動態調査ニ關聯スル調査ヲ行ハルル場合ハ速ニ其ノ旨御報告相成度候

一、死因

- 1、死亡ノ原因ヲ小分類シ得ラレル様一般的名稱ニ依リ的確ニ記入シ不明瞭(心臓痙攣、感冒、水腫、腹水、胎毒、熱病、衰弱、一歳以上ノ發育不全)ナル記入ハ之ヲ避ケラレタシ
- 2、兼病ノ記入シアルモノ多キモ成ルベク直接死亡原因名ヲ記入セラレタシ
- 3、一定年齢ト不離ノ關係ヲ有スル疾病ガ全ク異ナル年齢ニ在ル者ノ死因トシテ記入セラレ居ルモノアリ
例ヘハ
生後六ヶ月ヲ超ユル者ノ先天性梅毒
弱年者ノ各種ノ瘧

〔附令八號〕

- 一歳以上ノ者ノ乳兒脚氣
五歳以上ノ者ノ幼兒ノ搐搦
老年者及弱年者ノ妊娠及産ニヨル各種ノ疾患
生後三ヶ月以上ノ者ノ乳兒固有ノ疾患
弱年者ノ自殺

4、外因死(自殺、他殺、戦傷死ヲ除ク)

山及採石場ニ於ケル災害、機械ニヨル災害、鐵道及軌道ニヨル災害、自動車及自動自轉車ニヨル災害、其ノ他陸上交通機關ニヨル災害、水上交通機關ニヨル災害、航空機關ニヨル災害等)ヲ記入セラレタシ尙自殺、他殺、不慮ノ傷害ヲ明ニシ更ニ手段方法等ヲ明記スルコト

5、急性膿瘍(單ニ急性膿瘍トセズ其ノ部位性質ヲ明記スルコト)

- (イ) 急性膿瘍(單ニ急性膿瘍トセズ其ノ部位性質ヲ明記スルコト)
- (ロ) 氣管支炎(單ニ氣管支炎トセズ急性、慢性ノ區別ヲ爲ス外結核性ナル場合ハ其ノ旨明記スルコト)
- (ハ) 結核(單ニ結核トセズ病竈ノアル臟器ヲ明記シ粟粒結核ハ其ノ旨ヲ記入スルコト)
- (ニ) 自家中毒(可成其ノ原因ヲ附記スルコト)
- (ホ) 腎臟炎(單ニ腎臟炎トセズ急性、慢性ヲ區別スル外麻疹性、猩紅熱性、チフテリア性、結核性、鉛毒性、妊娠性又ハ産褥性ナル場合ハ其ノ旨ヲ明記スルコト)
- (ヘ) 息(結核性ナル場合ハ其ノ旨明記スルコト)
- (ト) 毒(産褥性ナル場合ハ其ノ旨明記スルコト)
- (チ) 肺炎(單ニ肺炎トセズ氣管支炎、大葉性ノ區別ヲナス外結核性、麻疹性又ハ百日咳性ナル場合ニハ其ノ旨ヲ明記スルコト)

〔附令二八號〕

(リ) 腹膜炎(結核性、産褥性、外傷性等可成其ノ原因ヲ明記スルコト)

(ヌ) 瘧 痺(腦出血、腦血栓、腦栓塞、小兒固有瘧痺又ハ延髄ノ疾患ニヨル場合ハ其ノ旨明記スルコト)

二、職業

- 1、職業ノ記入方ニ付テハ單ニ其ノ總稱又ハ略稱(農、礦夫、坑夫、工夫、技師、技手、職工、職人、男工、女工、店員、鐵道員、書記、内職等)ヲ記入セズ職業ノ種類及職業上ノ身分ヲ明ニスベキ細目ノ稱呼ヲ記入セラレタシ
- 2、世帯主其ノ他家族ノ業務ヲ補助スル家族ニシテ其ノ從事スル職業ヲ記入セザルモノアルモ(例ヘバ農耕ニ從事スル妻又ハ子弟ノ職業上ノ手助ヲ主トスル者ハ家族ト雖其ノ職業ヲ記入セラレタシ)
- 3、製造力販賣力紛ハシキ曖昧(菓子屋、洋服屋、桶屋等)ナル記入ノモ記

ノアルモ單ニ菓子屋トセズ菓子製造業又ハ菓子販賣業等ノ如ク記入セラレタシ

●貯蓄組合及之ニ類スル貯蓄團體狀況ニ關スル件

昭和十三年五月二十六日
地第七七六號總務部長通牒

都廳長 各局長 市町村長 小學校長宛

調査上必要有之候條貴部、市町村ニ於ケル貯蓄組合及貯蓄組合ノ名稱ヲ用ヒサルモ規約ニ依リ團體的ニ貯蓄スルモノニ關シ四月三十日現在ニ於ケル狀況別記様式ニ依リ至急御回報相煩度尙五月一日以後新ニ成立セルモノニ付テハ翌月十日迄ニ右様式ニ依リ御通報相成度

組合名稱	事務所在	組合員數	貯金ノ種別	貯金現在高	要
何々貯金組合	何々會社内	何	郵便貯金又ハ何々銀行預金等	圓	

備考

- 一、摘要欄ニハ代表者氏名ヲ記入スルコト
- 二、組合ノ規約アラハ二部添付スルコト
- 三、貯蓄ニ關スル美談アラハ概略ヲ添付スルコト

第五編 統計 報告(終)

tc19

九 19

明治四十五年六月三十日初版發行
昭和十一年一月十二日改版印刷
昭和十一年一月十五日改版發行

靜岡縣
令規全集

帝國地方行政學會編纂

株式會社 帝國地方行政學會代表者

發行者 大谷仁兵衛

東京市京橋區銀座西七丁目壹番地

印刷者 大谷保

東京市京橋區銀座西七丁目壹番地

印刷所 行政學會印刷所

東京市荏原區戶越町五〇五番地

發行所

東京市京橋區銀座西七丁目壹番地
振替口座東京一三番

株式會社

帝國地方行政學會

fc 19





